

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）
DC （ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 令和6（2024）年度、与党税制改正大綱について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

自由民主党と公明党は、2023年12月14日、「令和6年度税制改正大綱」（※）を正式決定しました。

同大綱では、「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方」「第三 検討事項」として、以下のとおり示されております。

（本メルマガでは、企業年金および退職所得に関連する箇所を抜粋しています。）

※「令和6年度税制改正大綱」（自由民主党 HP）

https://storage2.iimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf

<第一 令和6年度税制改正の基本的考え方>

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 今後の個人所得課税のあり方

①私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないと

いった指摘もある。

(中略)

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

(与党税制改正大綱13、14ページより抜粋)

<第二 令和6年度税制改正の具体的内容>

企業年金および退職所得については記載なし。

<第三 検討事項>

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

(与党税制改正大綱119ページより抜粋)

これを受けて、政府は近く税制改正大綱を閣議決定のうえ、2024年1月にも召集される次期通常国会に、関連法案を提出する予定とされています。

*****メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL :03-5533-5572

E-mail:kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本・年基・202312-170-0392-D